

2020年度「人材発掘」入試・
学部3年次生特別入試枠
法学既修者認定試験

憲 法

(問 題)

注 意 事 項

1. 問題冊子、解答用紙および貸与六法は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 問題は2頁に記載されています。問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
3. 下書用紙は一人につき一枚のみ配付します。
4. ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
5. 貸与六法への書き込みは、不正行為とみなすことがあります。
6. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名を記入してください。受験番号は正確に間違いに記入してください。読みにくい数字は採点処理に支障をきたすことがあるので、注意してください。
7. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
8. 試験終了後、問題冊子、下書用紙は持ち帰ってください。
9. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。
10. 解答用紙に記載の注意事項もあわせて確認してください。

問題（60点）

A山は古来人々の信仰の対象であり、実際にその麓にはA山の霊を（A山を神体山として）祀るとされるB神社の本宮があり、頂上にはB神社の奥宮が建っている。B神社には毎年多くの人々が参拝に訪れるほか、A山登山と合わせての観光客も多く押し寄せている。B神社は通年にわたりさまざま神事を執り行っている。

B神社創設 2000 年を期して、A山信仰を中心とした伝来の諸文化のユネスコの世界文化遺産への登録を目指す気運が地元の人々の間に高まり、その運動推進のための団体が結成された。その団体の幹事にB神社宮司、地元のA市の商工会議所会頭、さらにA市市長Yが就任し、Yが代表者となった。そして、世界文化遺産登録を目指す運動の決起集会が開催された。集会の式次第は、開会の辞、B神社宮司による修祓（しゅうばつ）、商工会議所会頭による運動の意義と見通しについての説明、Yの挨拶、来賓紹介・挨拶、乾杯、歓談、B神社宮司による御礼の言葉、閉会の辞、というものであった。そのうちYの挨拶は次のような内容であった。A山は長く信仰の対象であり、この市に住む者はみな、子どもの頃から多かれ少なかれその信仰に影響を受けて育ってきており、市民のアイデンティティそのものとなっている。A市が、そしてわれわれが今日このように存在しているのは、まさしくA山、そしてA山信仰のおかげである。また、A山は世界に誇るA市の資源である。世界文化遺産に登録されるとなると、これまでもまして世界中から観光客が押し寄せることになり、地元観光産業は大いに潤い、ひいては地元全体に利益が還元されることになる。したがって、A市民は一致団結してA山信仰の世界文化遺産登録に向けて努力していこう。

Yは、この集会に参加するために公用車で会場に駆けつけ、また乾杯用に樽酒を公費で差し入れていた。なおYの主導で、世界文化遺産登録推進運動のための団体の事務所はA市庁舎の一角に無償で設置されている。

A市の市民Xは、必ずしも世界文化遺産登録には反対ではないが、Yの言動は憲法上疑義があると考えている。XおよびYの憲法上の主張を展開した上で、あなたの考えを述べなさい。

〔以下余白〕

